

# 平成 30 年度特定健診・特定保健指導実践者育成研修会 (初任者編・事務担当者等編) 開催要領

## 1. 目的

栃木県医療費適正化計画(3期計画)における「特定保健指導対象者の減少率を平成 20 年度比で 25% 以上とする」という目標を達成し、生活習慣病の発症を予防するためには、特定健診後の保健指導を効果的かつ効率的に実施し、生活習慣の改善を指導する必要がある。

その中で、特定保健指導に関わる保健師・管理栄養士等は「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」を踏まえた特定保健指導を的確に実施することが必要である。

このため、特定健診・特定保健指導事業に従事する者に対して研修を行い、生活習慣病対策全体を効果的に推進できる人材を育成することを目的とする。

## 2. 対象

(1) 医師・保健師・管理栄養士及び一定(※1)の保健指導実務経験のある看護師等で、保健指導初任者(経験年数 1~2 年)

(2) 特定保健指導事業の事務担当者等

(※1) …1 年以上(必ずしも継続した 1 年間である必要はない)

※希望があれば、対象者以外の受講も可能ですが、修了証は交付いたしません。

例：初任者編・事務担当者等編を保健指導経験者(3 年以上)が受講することも可

## 3. 開催日時、開催場所、内容

※別紙「平成 30 年度特定健診・特定保健指導実践者育成研修会プログラム」参照

## 4. 参加申込

(1) 申込方法

F A X 利用の場合：別紙参加申込書にて保険者協議会事務局あて(028-622-7281)送信する。

メール利用の場合：栃木県国民健康保険団体連合会ホームページ

(<http://www.tochigi-kokuho.jp/>)より申込用紙をダウンロード後、保健事業課アドレス(hokenjigyo-2@tcgkokuho.or.jp)に送信する。

(2) 申込期限

平成 30 年 5 月 28 日(月)

## 5. 修了証交付対象者

○事務職：6 月 12 日(火)を受講した者

○専門職：6 月 12 日(火)・6 月 15 日(金)・7 月 24 日(火)の全項目を受講した者

※厚生労働省健康局の「標準的な健診・保健指導プログラム」改訂に伴い、今年度より研修体系及び講義内容を若干変更しております。今年度の修了証交付を希望される方は、交付に必要な講義全てを受講していただくこととなります。なお、今年度につきましては、研修体系及び講義内容の変更により、穴埋め受講による修了証の交付は対応できませんので、ご注意ください。

※保健指導経験者(3 年以上)への修了証の交付は、10~11 月開催予定の保健指導経験者編の受講により交付いたします。

※本研修会は、栃木県より委託され栃木県保険者協議会が実施主体となっているため、修了証は  
栃木県保険者協議会会長名での交付となります。

## 6. 実施主体

栃木県および栃木県保険者協議会